

川西市職員用パソコン広告掲載事業取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川西市（以下「市」という。）において、一般行政事務を行うため、市職員に配付される職員用パソコンを用いて行う広告掲載事業の取扱いについて、川西市有料広告取扱要綱（平成19年1月9日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、職員用パソコンの表示画面を、市職員を対象とする広告の媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保と、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告主

自らの広告を掲載しようとする民間事業者等及び他者の広告を代理し掲載しようとする民間事業者等をいう。

(2) ログオン

職員用パソコンに市職員識別のためのID及びパスワードを入力することにより、当該端末を利用可能な状態にすることをいう。

(3) ログオフ

ログオンした職員用パソコンに所定の操作を行うことにより、利用できない状態にすることをいう。

(基本的な考え方)

第4条 本事業は、情報系ネットワーク及び職員用パソコンの本来の目的に支障を生じさせないとともに、その機能を損なわないようにしなければならない。

(広告の掲載場所、表示頻度及び表示時間)

第5条 広告の掲載場所及び表示頻度等は、次のとおりとする。

(1) 掲載場所は、職員用パソコンのログオン時及びログオフ時に表示される画面とする。

(2) ログオン時の表示は、広告（最大3画面まで）のうち一つをログオン時ごとに乱数により選択し表示する。表示されなかった画面は、職員用パソコン利用者の操作により任意に切り替えて表示することができるものとする。表示時間は、職員用パソコンの利用者が画面を閉じる操作を行うまでの間とする。

(3) ログオフ時の表示は、ログオフ時に毎回表示とし、表示時間は、1つの広告あたり5秒ずつ表示し、3枚で15秒間とする。なお、職員用パソコンの利用者の操作によ

り、当該広告表示のタイマーを一時停止または元に戻すことも可能とする。

(掲載しない広告)

第6条 要綱第4条各号及び別表に定める広告については、広告媒体に掲載することができない。

(広告の規格及び制限事項等)

第7条 広告の規格については、次のとおりとする。

- (1) 広告用データの形式は、J P E G形式とする。
- (2) 広告用データの画素数は、横800ピクセル×縦600ピクセル以下とする。
- (3) ログオン時に表示する広告用データの容量は、100KB以下とする。
- (4) ログオフ時に表示する広告用データの容量は、200KB以下とする。
- (5) 前号の規程にかかわらず、市が職員用パソコンの利用に支障を及ぼさないことを確認しかつ承認した場合は、当該容量以上のデータの掲載も可能とする。

2 広告の制限事項等については、次のとおりとする。

- (1) ホームページにリンクする機能は有さないものとする。
- (2) 広告用データは、Microsoft Visual Basic 6.0の標準コンポーネントに適応したものとする。

(広告の掲載の期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の掲載の申込みがあった場合には、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として、当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく、休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「閉庁日」という。)に当たる場合の広告掲載開始日及び広告掲載終了日は、市が別に定める。

(広告主の募集)

第9条 広告主の募集は、市ホームページで公募することとする。

2 市は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに、募集を行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告掲載を希望する者は、要綱第7条の規定に基づき、申込書(様式第1号)、調査承諾書(様式第2号)、その他必要書類を市に提出しなければならない。

2 申込書の提出方法は、持参又は郵送とする。

3 広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の前々月15日までにを行うものとする。

る。ただし、広告掲載枠に空きがあり、希望する広告掲載開始日の前月3日までに
広告内容等の審査が可能であると市が判断した場合は、この限りでない。

(掲載料金)

第11条 広告掲載料は次のとおりとする。

広告枠1枠/月：20,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 広告枠はログオン画面及びログオフ画面で1枠とする。

(掲載決定等)

第12条 市は、第10条の規定により申し込みがあった場合は、第6条、第7条の規定
に基づき審査し、原則として受付順により広告主を決定する。

2 市は、前項の規定により、広告主を決定したときは、決定通知書(様式第3号)によ
り広告主に通知するものとする。

3 市は、必要があると判断した場合は、要綱第9条に規定する川西市広告審査会におい
て審査を行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、広告掲載料を、市が指定する日までに、市が発行する納入通知書に
より一括で納付するものとする。

(広告原稿の確認)

第14条 広告主は、広告を掲載しようとする日の前月5日(当該日が閉庁日の場合はそ
の前日)までに、市の指定する場所に提出(メールによる送信を含む。)し、市の確認
を受けるものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 市は、第1項の規定により、提出された広告原稿の内容が、第6条、第7条の規定に
反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。また、掲載中の広
告についても同様とする。

4 広告主は、前項の規定により、広告原稿の修正を求められた場合は、必要な修正を行
い、再度、市に提出し、確認を受けるものとする。

5 広告原稿の入れ替え作業は、原則として、広告掲載開始日の前日の午後1時から午後
5時までに行うものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において、当該広
告が全ての職員用パソコンで掲載できないこととなったときは、掲載できなかった日数
に対応する広告掲載料を日数割り計算により広告主に返還するものとする。

2 市は、要綱第11条の規定により、広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が
納付されているときは、納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。ただし、
複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告を取消した日の属する月の翌月以降の
月に係る広告掲載料を返還するものとする。

3 市は要綱第12条の規定により、広告の掲載が取り下げられた場合、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(協議)

第17条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定めるものとする。

付則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

この基準は、平成29年2月1日から施行する。